

大阪損保革新懇第10回総会 記念講演録

ディーセント ワーク・人間らしい働き方
—自由と平等と働く人の生活の安全保障を—

講師

弁護士牛久保秀樹さん

2007年10月19日

大阪損保革新懇

大阪損保革新懇第 10 回総会開会挨拶

代表世話人 野村英隆

みなさん今晚は。お忙しい中、大阪損保革新懇第 10 回総会にご出席いただきありがとうございます。今回も多くの中間の参加のもと開会できることをお互いに喜び合いたいと思います。結成以来すべての総会はこの会場でおこなってきましたが、今日 10 回目を迎えました。私はすべての総会で開会挨拶を述べてきましたが、この丸 9 年を振り返るとき、感慨も一入です。

9 年前、私たちは損保産業では最初の革新懇でしたが、その後各地で損保革新懇が誕生し、さらに各地で損保 9 条の会も結成されました。現在、北海道から九州まで損保革新懇と損保 9 条の会は 15 にのぼっています。来月、金沢で全国革新懇主催の全国交流集会在開催されますが、石川損保革新懇の仲間が事務局団体として奮闘してくれています。ここでも損保の仲間と交流したいと思っています。ブックレットは二回刊行し、それぞれ 7000 部以上を全国の仲間にも普及しました。2000 年刊行のブックレットは大阪の単独編集でしたが、昨年のもは 15 団体の協賛が実現しました。2002 年から大阪損保革新懇ホームページを開設し、すべての講演録・アピール・ニュースを全国の仲間にも発信しています。

2005 年には憲法改悪反対署名 6600 筆を達成しました。広島平和バスツアーは 3 回実現し、2005 年の損保宮島平和集会是損保革新懇・損保 9 条の会 9 団体で共催し、150 名が結集しました。この間、全国革新懇交流集會、大阪革新懇年次総会ではたびたび活動報告をおこなってきました。この 9 年を振り返る時、私たちの運動は間違いなく進んでいると確信できます。今年は 2 ヶ月に一回の目標でイベントを取り組んできました。1 月にジャーナリストの宮美成さんを招き、『大阪市政の闇を暴く』講演会を成功させました。来月大阪市長選挙がありますが、とうとう永年続いたオール与党体制はつぶれました。清潔な市政実現のためがんばりたいと思います。2 月と 5 月には西谷さんを招き、イラクの状況を映像で報告していただきました。多くの仲間がイラク DVD を求めてくれました。イラクからの撤退も当面の政治課題として浮上してきています。テロ特措法廃案とともにイラク撤退の闘いにも声を大にしていきたいと思っています。

損保では昨年から今年にかけ大手 4 社が金融庁の業務停止命令を受けるという異常な事態となりました。『今こそ損保の社会的役割の発揮を』と題して、世話人の松浦講師が 2 回に分けて、最新の損保情勢を分析して講演しました。2000 部以上の講演録を職場の仲間にも普及したことも今年の活動として特記していいと思います。

東海日動の仲間の制度と雇用を守る闘い、田崎さんの職場からパワハラをなくす闘い、新たに始まった高田橋さんの闘いも損保効率化・合理化に対する闘いとして位置づけて奮闘してきました。これらの闘いも引き続いて闘っていきます。

私たちは今日から 10 年目の活動に入ります。

昨年の総会安倍内閣が誕生した直後でした。今回は福田政権誕生直後です。昨年講師にお招きした神戸女学院大の石川教授は「小泉政権の負の遺産を引き継いだ安倍内閣は不安定、短命内閣かもしれない」と講演されましたが、まさか一年も経たずに自ら政権を投げ出すとは誰も思いも及ばなかった異常な出来事でした。後任総理の選出をめぐる派閥・密室談合から福田総理が誕生しました。福田内閣の顔ぶれはほとんどが安倍内閣の留

任者で、アメリカ追随路線・改憲主張派・構造改革路線推進派です。福田総理がみずから「背水の陣内閣」というとおり、後はありません。総辞職・解散総選挙がいつ行なわれるか、予測つけがたい情勢が続いています。

私たちはこのような情勢が生まれた背景として、国民が弱肉強食の新自由主義型「構造改革」路線に「ノー」、憲法改悪につながる「戦後レジームからの脱却」に「ノー」、すべての政治と経済の仕組みについてアメリカに追随することに「ノー」の三つの「ノー」の態度を明確に示したのだと考えます。品川さんは「国のあり方に国民が主権を発動したのだ」という見方をされています。私は「国民が主権を発動する時とは、将来憲法改正が国民に問われるときにイエスとかノーの態度を示すとき」程度に理解していましたので、品川さんのこの見識にさすがだなと思いました。先週発売の雑誌『経済』11月号でも品川さんと一橋大学渡辺治教授との対談は『新しい日本の進路を問う時代に』という表題で、大変長いのですが格調の高い対談です。一昨年、宮島平和集会で品川さんは「9条の旗はボロボロだが、国民は旗竿をしっかりと握っている。9条を守りきれば、世界史が変わる」と講演されましたが、どうやら今、日本史と世界史は変わり始めた時代に突入したといえるのかもしれません。

すなわち、日本の政治経済情勢は永らくつづいた自民党支配と自公路線を見限り、「国民が主人公」の新しい政治経済路線への歴史的転換期に入ったといえます。

『平和・民主主義・国民生活の向上』実現の革新三目標を掲げる革新懇運動がいよいよ真価を発揮する時代が到来しています。いよいよ革新懇の出番の時代です。来年は結成丸10周年総会、品川さんに記念講演の了解してもらっています。10年目のこれからの一年、みんなで奮闘しましょう。

政治情勢が激動・激変・緊迫する中、今回の総会に牛久保秀樹弁護士をお迎えすることができました。牛久保先生は東京海上貸金差別事件・朝日火災一連の不当労働事件・東京海上日動外勤制度廃止事件など損保労働者の闘いについてご支援・ご指導をいただいています。私も20数年前、全損保時代に大変お世話になりました。このたび先生の『労働の人間化とディーセント・ワーク』を読ませていただきましたが、あらためて日本政府と財界の労務政策が国際的に見てひどいものであるかを学びました。今日の損保労働者のおかれている状況の背景を知ることができました。今日は遠路、来ていただきました。厚く御礼申し上げます。それでは牛久保先生よろしく願いいたします。

ディーセント ワーク・人間らしい働き方を求めて

—自由と平等と働く人の生活の安全保障を—

講師 牛久保秀樹弁護士

ILO との出会い

みなさん今晚は。牛久保です。大阪損保革新懇第10回総会にお招きいただきありがとうございます。今日はILOの話を中心に話をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、私とILOとの出会いからはじめます。

現在、私は労働問題を扱う弁護士になって30年以上になるのですが、はじめてから10年位のときに悩むようになりました。それは裁判というのは日本の法律に基づいて法律違反をしているかどうかということで裁判をするわけです。ですから、裁判は法律の枠内でのものですが、時々法律の方がおかしいのではないか、法律そのものをもっと労働者の権利に役立つものに変えるとか、裁判だけでは働く人たちの権利を本当に守ることに役立つものではないのではないかという疑問を持つようになってきたのです。

ひとつの例ですが、単身赴任の裁判では会社に配転する権利があるかないか、不利益があるかないかという議論になるわけです。しかしもっと根本的には、父親が子どもの日々成長するのを見守っていられることができるような権利がそもそもあるのではないか、そういう家族としての当然の権利そのものが犯されているということを主張して、裁判に勝つという道はないのだろうかと思いました。

また、当時は「過労死」という言葉はなく、「在職急性死亡」といわれていました。裁判をやってみて思ったのは、過労死で死亡する前にすでにその人の人間らしい生活というものが失われているということです。当時、千代田火災の島田労災という事件があり、同僚が与謝野晶子の「君、死に賜うことなかれ」を引き合いに出しましたが、過労死で死亡するのは結果であって、その前に働く人の人間らしい生活や人間らしい労働というのがズタズタに切り裂かれている、その結果が過労死というものにつながっていく。そうすると亡くなってからの裁判ではなくて、亡くなる前に人間らしい生活を求めるということができないのだろうかと思いました。

初めてのILO訪問

私は何としてもこの国を根本から変えていかなければならないし、この国の法律を根本から批判し、変えていく取り組みをしていかなければいけないと思うようになりました。その時にILOに出会ったのです。たまたま私の大学時代の友人で今、九州大学法学部教授をしている吾郷真一君がいます。彼は当時ILOの職員としてILOで仕事をしていました。彼は学生時代、「国連で働きたい」と言っていたので、そう思っていたのですが彼はILOに行っていたのです。その彼がILOについての本を出していたのです。

私は高校時代に ILO とは、国際労働機関なのだという程度しか教えられなかった。彼の本を読んでいろいろ知ったのですが、「ILO は国際労働法を作るところだ」ということが書いてある。すなわち、ILO 発足の目的として、その国の法律だけで任せていくとその国の力関係とか、資本主義の発展段階によって随分おかしな労働法ができてしまう、そこで国際的な労働法を作って全世界の労働者の働く権利というものをフェアなものに作っていこうという目的で作られたのだと書いてある。

その後、彼と東京で会って、驚いたことなのですが、ILO は単に国際労働法を作るだけではなくて、全世界各国からその国際労働法に違反をしているという申し立てを受けつけて調査を行う。そして、ILO 条約違反があれば是正の勧告を出すという役割も持っている。そういう機能をもっているということも知ったのです。

このようなことから、私の持っていた疑問が随分解決していくような気持ちになってきたのです。学生時代に学んだことですが、法律の世界では一番重要な役割を持つのが憲法です。次が条約です。3番目が法律です。ですから、その国の法律よりも条約のほうが優位に立っているわけです。憲法違反だということでは法律は無効ということになります。条約違反だということでは法律の間違ひも是正することができるし、日本の労働基準法よりも条約が高い水準ですから、それを活用して日本の労働基準法そのものを批判できる。そういうことが ILO の国際労働法を見ていく中で具体的にわかっていくようになっていきました。

そういうことがだんだんわかってきても当時、日本では ILO というのはほとんど取り組みがなされていなかった。では、どうするか。先ず、ILO に出かけてみようではないかということになったのです。今から15年前の1992年、初めてスイスのジュネーブにある ILO を訪問しました。当初、私たちは入れてくれないのではないかと不安もありましたが、まったく反対で大歓迎されました。ILO の歴史から役割まで丁寧にレクチャーしてくれるのです。日本でもそれを活用してくれという話でした。

いろんな例を知りましたが、ポーランドのワレサ氏が議長をやっていた連帯労組が労働組合として認められないで、弾圧の対象になっていた時、「全世界の労働組合の団結の自由は守らなければならない」という ILO の結社の自由条約に違反しているという申し立てが、ヨーロッパの他の労働者からも ILO に申し立てられたのです。

ILO は審議をして、「ポーランドで連帯という労働組合が認められないことは ILO 条約に違反している」という是正勧告を出す。その是正勧告を出すにとどまらないで ILO 事務局長がポーランドを直接訪問して、ポーランド政府や裁判所に働きかけて連帯労組を認めるようにという活動をするのです。そういうことを通じて、連帯労組は正式にポーランド社会で認められ、その後のポーランドの民主化に繋がっていったという役割を發揮していきます。そういったことを日本にもっとできないかということがだんだんわかってくるようになっていったのです。

カルヴァンの宗教改革記念碑が語るもの

ついでですが、みなさんもジュネーブへ行く機会があれば、ぜひジュネーブ大学の庭の中の巨大な宗教改革記念碑に立ち寄ってほしいと思います。大変わかりやすい解説を

聞きました。宗教改革というのはヨーロッパ社会にとってはルネッサンスよりもっと大きな民主主義上の影響を与えたのだという解説です。すなわち、ルネッサンスの美術運動というのは当時の貴族や大富豪の人たちに庇護された美術の改革運動であった。

一方、カルヴァンたちが進めた宗教改革運動は全ての民衆に呼びかける運動であった。当時は聖書は聖職者が独占しており、聖職者を介在して民衆にキリスト教の教えと伝えるというやり方でした。免罪符という訳のわからないものが出されて聖職者がすべて宗教を独占していく。それに対して宗教改革者たちは民衆に文字を覚え、勉強して自分が直接聖書を読むようになれ、キリストとの対話を自分自身が行なうようにするべきだ、という教えを伝えたということです。ですから、一人一人の民衆に対して勉強して聖書を学ぶように、そのことの呼びかけが知的水準を高めるとともに民主主義に目覚めさせて、そして民衆の力による政治的変革の力を作ることになったという話です。

この宗教改革記念碑はカルヴァンが真ん中にいるのですが、聖書を片手に持って、半歩前に出ている像になっている。半歩前に出て「この聖書をみなさんが直接自分の目で読んで勉強しなさい」という呼びかけの像です。

その説明を聞いた時、私たちもいたく感動したのです。私たちも日本の労働法という枠内だけで裁判闘争をやっていくのではなくて、ILO条約というもっと大きな国際労働法を日本で広める運動をどうしてもやっていこうではないか、みんなで宗教改革記念碑の前で誓い合ったのです。

最近、かなり「ILO、ILO」と言われるようになったのですが、このように実は1992年1月から始まった運動です。私たちがジュネーブに行った時から始まり、その後運動が続き、発展している関係なのです。その後、私のILO訪問は13回に及ぶことになりました。

ILO条約にはどのようなものがあるか

ではILO条約にはどのようなものがあるか。それは日本と比較してどうか、日本はどんなにひどいのかということに話を移していきましょう。

今、ILO条約は全部で187あります。この条約全部並べるだけで分厚い本になってしまいます。国際労働法全集というものになっています。

ILO条約の第1号条約は、8時間労働条約です。全世界に8時間労働をキチンと定着させようということが栄えある第1号労働条約です。

ILO条約というのは国際労働法ですから、その条約を全ての国で批准をしないと効力を発しないという問題があるのです。国会での批准が必要です。それができないと国内での効力を持たない。それは各国の主権を尊重してそうになっているわけですが、日本政府はこの8時間労働条約をまだ批准していないという大変ひどい国です。

次に、ILO条約の中には労働時間や休憩や休暇に関する条約が全部で18あります。例えば、労働者の有給休暇に関する条約があります。年間に3週間休暇を認めなければならない、その内の2週間はまとめて取らなければいけないと定めている。しかも大事なことは、その3週間の有給休暇の内2週間まとめて取らなければいけない、労働者がそれを守らなかった場合には使用者が罰せられるという条約です。年間3週間、その

内2週間をまとめて取れるような人員配置、そのような会社の仕組みを作らない経営者が悪い、同時に労働者がそれをキチンと取っているかどうかを経営者が全部チェックをしておかなければいけない。取っていない労働者がいたら取りなさいという労務管理をしなければいけない、という有給休暇に関する条約です。

労働者の教育休暇に関する条約もあります。働くみなさん方が労働組合の学習会だとか、市民教育の学習会だとかは全部有給で認めなければならないという条約です。

この条約は日本青年団協議会、日青協のみなさん方が日本で定着させたいと運動しています。青年団役員の人たちのみなさんは働いていますから青年団の幹部が勉強をするためにはこの有給教育休暇条約が必要だ、これがないと日本の青年団運動は前進しないということでこの条約を批准させようと運動をしています。

このような労働時間に関する条約が全部で18あるのですが、日本政府は一つも批准していない国になっています。働く人たちの権利の問題についてひどい国になっています。

ではILO条約はどのように決められるのか。日本の政府も参加するILO総会で決められるのです。政府も参加するのですから、ひとつの条約は当然その国で批准するというのが前提で決められるということになります。

ILO総会は政府代表が2名、労働者代表が1名、使用者代表が1名ということで各国から4名の代表となります。最大の特徴は国連をはじめいろんな国際機関がありますが、労働者代表がその国の代表として参加するのはILOがただ1つの国際機関です。

そういう手続きでILO条約が決められていくのですから、批准をしないということになると、毎年ILO総会で「なぜ批准をしないのか」という問い合わせがあるわけです。批准しない理由を答えなければいけない。

たとえば日本では、ILO第1号条約の8時間労働が批准されていないのですが、なぜ批准していないのか。日本政府の理由は「残業時間の上限が定められているから認められない」という言い方をしている。こんな理由でILO条約を批准していないのです。労働運動や革新懇運動の中でも労働時間や休暇に関するILO条約を日本政府に批准させる運動も大切です。ILOが表している国際労働法の価値観を日本政府に認めさせ、そういうことが定着するような日本を作っていくことも革新懇運動の重要な課題だと思います。みなさんの奮闘を呼びかけます。

なぜ結社と団結の自由が大切か

次に、日本のようにその国の都合でいつまでもILO条約の批准をしないのでもいいのかという問題です。ILOは21世紀に向かって非常に重要な決意をもって臨むようになってきました。触れたようにILO条約は187もあります、その国が批准をしないとその国で効力を持たない。この問題を何とかしなくてはならないとILOは基本宣言を採択しました。4つの分野についてILO条約については批准をしなくてもILOに加盟をしているということだけでその国で効力を持つということを総会で確認をするということを決めたのです。

4つの分野の1つは児童労働の分野です。2つ目に強制労働の分野です。3つ目に平

等に関する分野です。ILOには「労働者の平等条約」というのがありますが、これも日本政府は批准していません。4つ目に結社の自由という労働組合の自由を認める条約の分野です。この4つの分野についてはその国が批准をしていなくてもILOに加盟しているというだけで認めるということになりました。

児童労働、強制労働、平等というのは比較的わかるのですが、労働組合の団結の自由を認める条約がなぜ4番目に入っているのか。これはILOにとって大事な観点なのです。私たちがILOに「187ある条約の中で1番大事な条約は何ですか」という質問をしたら、ILOの担当者は「結社の自由と労働組合の団結の自由を認める条約が1番大事な条約です」ということを言いました。

それはどういうことか。いくら労働者の権利を認める条約がたくさんあってもそれを支え実現する労働組合が強い力を持たなかったらILO条約に書いている中身は全部絵に描いた餅になってしまうからです。

ILOは全世界の労働組合の活動を援助し、それを豊かにするというで働く人たちの権利を守ろうとするとことを重視しています。

「ディーセントワーク」の登場

21世紀に入って、ILOは「ディーセントワークを」と提起しています。これはどういうことか。いろいろ意見交換したのですが、一言で言えば「187あるILO条約の中でこれまでに作りあげたILOの概念を一般的な言葉にまとめてディーセントワークということに表現することとし、全世界に実現することをよびかけることにしたのだ」という説明でした。

「ディーセントワーク」ということは、英語ではなんとなくイメージが沸くのですが、日本語ではなかなか難しいので、私たちは「人間らしい労働」という訳で広めることにしたのです。

ジュネーブに行った際、「ディーセントという言葉はどんな時に使われますか」と聞いたところ、「ディーセントなレストラン」というように使われるらしい。贅沢なレストランではなく、男たちがたむろするような居酒屋のようなレストランではなく、1週間に一度位家族そろって食事をしてあまり値段は高くはないが、少しは豊かな時間を過ごして家族が今日は良かったねと帰っていくというようなレストラン。これがディーセントなレストランということです。

別の説明もあります。社会保障の専門家である友人に、「ディーセントはどういうことで使われますか」と聞いたところ、彼は「イギリスで産業革命がすすめられた時期は石炭を使っていましたからロンドン中が煤煙で汚れ、当時でも過労死ということが実際にあった。そのあたりからディーセントライフということが言われるようになった」というのです。それはどういう生活なのかと聞くと、「一週間に一度労働者が白いワイシャツを着て、ネクタイを締めて、家族そろって教会に行くことが出来るような生活。これがディーセントライフだ」と。

ですから、ILOいうディーセントワークとは、その時代に使われたディーセントライフのディーセントとワークを結びつけたILOの造語ということなのです。

今風にわかりやすく言い換えると、「家族みんながこざっぱりした身なりをして、贅沢ではないが、しかし貧困でもない、ちょっと豊かな生活を一緒にすることができるような働き方を求めている、これがディーセントワークだ」という考え方になりました。

今の日本における**ワーキングプア**と全く正反対の概念が今、全世界に呼びかけられるということになっているのです。

「ディーセントワーク」をどう具体化するのか

私たちが「ディーセントワークという格好いいこと掲げているが、ILO は一体何をするのか、作るだけでは意味がないのではないか」と言ったら、二つのことから説明をしたのです。

ひとつは**ディーセントワークのパイロットプログラム**ということで、国ごとにディーセントワークをどのように実現するか、という5カ年計画を ILO と各国の政府が協力しあって検討するのだと説明します。

世界中を高収入国、中収入国、低収入国に分けるのだそうです。私たちが行った時にはデンマークは高収入国ということで、デンマーク政府と ILO とが協力して、デンマークのディーセントワークパイロットプログラムを作っていると言っていました。

その次には、カナダのものを作ることでした。デンマーク版パイロットプログラム、カナダ版パイロットプログラムはその国の問題だけではなくて、高収入国全体がそれを目標にして、参考にして、自分たちの国でも生かしてほしいというものとして作るのだと言っていました。

私たちから、「よくデンマークの政府は ILO に協力しますね」と質問したんです。そしたら ILO 事務局の人はびっくりしたような顔で、「何で君はそんな馬鹿なことを聞くのか、その国を良くしようということで ILO は呼びかけるわけだし、デンマークの政府も ILO に加盟しているんだから、そういうものは一緒に作ろうということは当然協力・協同で一緒にすすめることができるじゃないか。カナダ政府ももちろんそういうことでやっている」。そういう話でした。「日本政府は決してそういうことをしようとしないう政府ですから、このような失礼な質問をいたしました」とお詫びをしてくれました。

産業別ディーセントワークプログラムをめざす

もう一つは産業別ディーセントワークプログラムをめざすということでした。私たちは ILO へ行って、毎回交流をしています。その一つは教育分野の担当者たちと交流があります。それから、郵政分野の担当者とも話し合います。郵政の問題で5回ぐらい ILO に行っていますから、郵便担当のジョン・マイヤーさんとはいつも意見を交換しています。金融部門ではジョン・センダノイエさんと交流します。この方は日本のウガンダ大使館での勤務経験があるから日本語が上手い。ですから、おかげで、日本語どうして話をするができます。彼は“せんだみつお”ではありませんと日本語で自己紹介するような人です。この人たちの上に産業別セクターの責任者がいるのです。

ですから、教育におけるディーセントワーキングプログラム、郵政におけるディーセ

ントワーキングプログラム、そして、金融におけるディーセントワーキングプログラムというものが検討され始めているわけです。「うまく進んでいるのか」と聞きましたところ、「目標は掲げているんだけど、予算がないのと人員不足でまだそこまで手がつけられてない」ということでした。「しかし、必ずやるから待っていてくれ」と言っています。

このような話を聞いて思うのです。私は日本の労働運動全体は全世界的に見て、決して低い水準ではないと思っています。政治が悪い、経営者もよくないという面から日本の労働運動は大変力をつけています。私は日本の労働運動の政策的能力や裁判闘争力や大衆運動を見ていますが、ILO に行ったらためて日本の労働運動の力量を高く評価しています。

例えば、損保のみなさん方は損保の民主化政策を掲げています。みなさんがそういう内容を ILO に出かけて行って、伝えることはできないか。そのようなことができれば、ILO の金融ディーセントワーキングプログラムも作りやすくなってくると思います。

私の提案ですが、大阪損保革新懇主催で ILO 訪問団を結成し、金融(損保)ディーセントワーキングプログラム作りをめざすというような取り組みを進めるということはどうでしょうか。損保革新懇運動を国際的に広げることになると確信します。もちろん私が案内人を引き受けるつもりですが…。

新たに「ディーセントワーキングタイム」

そして最近わかってきたのが、「ディーセントワーキングタイム」という問題提起です。今まで触れてきましたように、国別ディーセントワーキングから産業別ディーセントワーキングへの発展・進行から、今度は「ディーセントワーキングタイム」というディーセントワークの問題を労働時間量から手をつけはじめていることを知りました。

私たちは「人間らしい労働時間」と翻訳して、今パンフレットを作って、日本で普及しようと呼びかけています。

どういう中身か。5つの中身があります。

第一は「労働者の健康に良い労働時間」ということです。

労働というのは賃金を得て生活をするための手段であると同時に、現代の社会において人間は働くことを通じて社会生活に参加をしている、社会貢献をしているのです。そういう労働というのが、労働することによって人生が豊かになっていくという意味で第1番目の「ディーセントワーキングタイム・人間らしい労働時間」の要素は「労働者の健康に良い労働時間」であるということです。

第二は「家族に友好的な労働時間」ということです。

家族に友好的な労働時間であるということです。この言葉はフレンドリーという言葉が使われています。家族にフレンドリーという労働時間は、夫と妻、父と母、子供同士、みんなそれぞれが一人一人独立した人格を尊重されて、その上で手を携えてお互い励まし援助し合う様な家族関係、誰が誰に従属するというのではなくてそういう家族関係に役立つ労働時間でなければならない。それが家族にフレンドリーな労働時間ということです。

第3番目に「男女平等をすすめる労働時間」です。

なぜ、「男女平等をすすめる労働時間」という考えが生まれるのか、問題はどこにあるのか。ILOは男性の長時間労働に問題があると分析しています。男性の異常な長時間労働が女性の社会参加を阻害していると二つの点から指摘している。1つはあのような長時間労働に女性が参加することはできないということで女性の社会参加を阻害している。と同時に、2つ目にそのことが家事労働に多く女性に負担をかけさせてきている。「男女平等をすすめるために、今どうしても解決しなければならない問題は男性の異常な長時間労働であるということ提起して男女平等をすすめる労働にしたい」ということです。

第4番目に「健康ではつらつとした労働者であることによって生産性は高まる。生産的な労働時間」です。

ILOパンフレットに「優れた経営者はそういう労働者を望んでいる。疲れきって消耗している労働者では生産性は上がらないのだという事を全世界の経営者は肝に銘ずるべきだ」という経営の例が随分書いてあります。

第5番目に「労働者の選択権と影響が認められる労働時間」です。これはなかなか日本では馴染みがない言葉ですが、強制される労働時間ではなくて選択権が認められる労働時間という考え方です。オランダで「正規労働者、パート労働者選択自由化法」というものが作られています。オランダのパート労働は正規労働者と何も変わらないのです。違いは労働時間数が違って、時間数の単位賃金がありますからそれで収入が変わるといっただけで、あとの労働者としての身分保障は一緒です。自分はパート労働になったので好きな勉強に余った時間打ち込めることができる。散歩やスポーツをすることにより充分リフレッシュした頭で創造的な研究ができるということでパート労働者になることを喜ぶ。ある程度進んだらまたは正規労働者に戻るかも知れない。オランダではそういう選択の自由が認められている体制になっています。

ILO条約 日一での一▼'をヲリかえる

次に、今まで説明してきたILO条約が日本社会を変えることができたのではないかと思ういくつかの成果について移ります。

一つは銚子無線の事件です。

ILO156号に「家族的責任を有する労働者の保護に関する条約」というのがあります。「家族的責任を有する労働者は他の労働者よりも特別に保護されなければならない」というILO条約で、日本政府は長い間批准してこなかったのですが、婦人のみなさん方の運動によって、ついに日本弁護士連合会がこれは必要だということで取り組みを開始して156号条約を日本政府に批准させることに成功したのです。

はじめに説明したように、条約は法律よりも高い地位を持って効力があるのです。銚子無線の労働者が片道通勤時間2時間半という所に配転させられたということで裁判闘争に立ち上がりました。裁判では残念ながら負けたのですが、ILOに申し立てた結果、「1時間半から2時間という通勤時間は家族的な責任を有する労働者に対する配慮ができない。是正をなささい」という勧告が出されました。

勧告を出させる運動を通じて、家族の介護救業法という法律にこの条約の中身を入れる法律改正を実現することができました。その後、ネッスルの事件では「家族責任を認めていない配転は無効だ」という判決が日本でも出るようになってきた。私たちとみなさんのこうした運動が法律改正まで行くことができた大変大事なところにきています。

2つ目に野村証券での女性差別の事件です。

これは 100 号条約で「同一価値の労働については男女の報酬は同一でなければならない」というのがあります。野村証券の当時の女性労働者はいくら頑張っても課長代理、課長になれないということで裁判に立ち上がって判決で勝っていくわけですが、会社は判決を守らない。会社のコース別昇進・賃金政策は ILO 条約に違反していると申し立てをしましたが、ILO は ILO 条約に違反すると是正勧告しました。

運動は前進しましたが、私たちが驚いたのは GES 社というのが出てきたのです。全く初めてのことです。この会社は投資適格を判定する会社で、投資するに当たって A とか B とか C とか判定を出します。そういう適格を判定して、投資する企業やファンドに情報を提供する会社で、スウェーデンにあるのです。ヨーロッパでは第 3 位といわれています。そこが野村証券は投資不適格だという情報を全世界に流したのです。理由は裁判所の判決で女性差別をしている。さらに ILO から条約違反していると指摘され、なおかつ改めていない会社は投資不適格だとしたのです。野村証券はびっくりして是正しようということになって、裁判所の和解で課長代理迄昇格することをついに勝ち取ることになったのです。

私たちはスウェーデンに行き、この GES 社の幹部と会いました。「何でそんなことやったんですか」ということを聞きましたところ、「自分たちは投資適格かどうかを決める時にグローバルスタンダードというものを一つの基準として決める。儲かる・儲からないというだけでは今の社会の中では企業としては適格ではない。例えば、地雷などを生産する会社・毒ガスなどを提供する会社はいくら儲かる企業であっても投資適格だということとはできない」と言うのです。さらにその国の政治の汚職に関係する企業も認めるわけにはいかないというのです。

「社会的責任を果たしている企業が投資適格を持っている。私たちは全世界の企業をウォッチしている。日本も 20 ぐらいの企業をウォッチングの対象にしている。野村証券も東京海上も入っている」という話でした。国際機関から批准されて、その国の裁判所から指摘を受けたというこの二つがあったときには、投資不適格だという情報を全世界に流すようにしています。野村証券はその不適格に該当した」と言うのです。

そんなことは何も知らないで、私たちは裁判闘争と ILO に申し立てをしたのです。私はその会社で説明を聞いて理解したのですが、野村証券の担当者もエライと思います。野村証券からスウェーデンのストックホルムに担当者が来て、「なぜ自分たちは投資不適格なのか」ときいたときに GES 社の社長はそのように説明したのです。そこで野村証券の担当者は「よく分かりました」ということで会社に持ち帰って、会社をそれで説得したのです。世界の企業を見る目がそういうようなものになっていることと GES 社のような活動が企業として成り立っているということです。そのような会社がヨーロッパで第三位の地位を占めているということです。そういうことを理解する日本の企業の担当者も出始めてきているということから私たちはやはり世の中が変わってきていること

を感じたのです。

これ以外では全教（全日本教職員組合）が日本の教育制度は ILO 条約に違反していると申し立てをしたのです。そういうことの結果、ついに ILO の専門家委員会が日本に調査団を派遣するということが決まり、来年四月に来ることになりました。

私たちが申し立てをした内容は日本の教員の労働条件に関するものです。先生方は今本当に大変な残業で、全世界の OECD の教員のみなさんと比較して、1年で10か月分ぐらい多く働かされているのです。そういうような状態で、日本の教員はまともな労働条件が保障されていないということが日本社会の教育問題の大きな原因だとして是正勧告がされたのですが、文部科学省が守らない。ですから、ついに ILO のミッションが来ることになったのです。先に紹介したようにポーランドの連帯労組のことで ILO のミッションがポーランドへ行ったときと同じような形で今回日本に来るようになりました。日本も国際基準を守らなければいけない状況になってきています。

ILO は世界の平和とともに発展する

いよいよ最後の話に移ります。戦争と平和の問題です。

ILO は1918年第一次世界大戦の終了とともに作られました。ILO は世界に2度と世界大戦を起こさせないために作るということになりました。当時は国際連盟も作られましたし、なぜ、その時期に ILO が作られたのか。当時の先進国諸国では、不公正な労働条件・労働者の権利を無視して、あまりにも搾取の強い労働者の状態であった。そういう資本主義社会の存在が世界大戦の原因になるのだ。だから全世界各国で公正な労働条件を実現することが、二度と世界大戦を起こさせない重要な保障なのだということで ILO が設立されたのです。

ですから、みなさんの資料にもある ILO 憲章は「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」と謳っているのです。社会正義というのは公正な労働条件という意味です。ところが、ILO はそういう憲章を掲げ、活動したのですが残念ながら、第二次世界大戦が勃発した。第二次世界大戦が勃発する前に、何があったか。それは日本・ドイツ・イタリアの三国同盟の国が ILO を脱退するのです。その三つの国が ILO を脱退する理由はイタリアのファシスト、ドイツのナチス、日本の産業報告会の代表が労働者代表として出てきたわけです。他国から「労働者の代表というものは自由な労働者の代表であってはじめて労働者代表となる。日本の産業報告会はどう見ても自由な労働者の代表として出てきているとは思えない。だから日本の労働者代表は日本の労働者代表とは認めることができない」というのが ILO 総会の議論でした。そんな中でこの三国は ILO を脱退していきました。

そういう歴史的な経過の中で、ILO は第二次世界大戦の終了直前にアメリカのフィラデルフィアで総会を開きました。要旨、「第二次世界大戦はもうすぐで終了するだろう。大戦後も、結社の自由条約という、労働組合が使用者と政府から自由な活動ができるようにすることが、ILO の社会正義の極めて大事なことであることを確認する」というフィラデルフィア宣言をだしました。

このように公正な労働条件と労働組合の自由を認めることによって、全世界の平和が

守られるということで、ILO は活動をしてきたのです。そして、ILO は1969年ノーベル平和賞を贈られることになってきました。

ILO の歴史をつうじて明らかになってくることは、働く人たちの権利が守られて、フェアな労働条件が実現してこそ守られるということです。同時に改ざんされた時に戦争に繋がっていくということを歴史的な教訓としてもっています。

今、日本は憲法9条を変えて戦争への道を直進し、イラク問題を含めてアメリカと全面協力する戦争体制にしていこうという流れが強まっている時代です。同時にワーキングプアといわれる若者たちが多く存在し、働く労働者の労働条件や権利が無視されているということが進んでいます。ILO の歴史から何を学ぶか、はっきりしてきたと思います。ですから、この国を平和な国にしていくためには働く人々の労働条件をよくすることと結びついているのだということをもっと日本の多くの人たちに知ってもらう必要があると思います。

今、テロ特措法が国会で審議されています。与党は「国際貢献のため海上給油が必要」といっていますが、とんでもありません。

今までの話で強調したように、国際貢献の第一歩は本来第一次世界大戦で作られてきた平和と民主主義の国際基準、グローバルスタンダードを誠実に実現する国を作ることです。そのことをやらずしてイラクに軍隊を出したり、テロ特措法を通すことが国際貢献だということはおこがましい限りです。

国際社会に本当に通じる誇りある国を作ることが国際貢献であり、憲法前文で言う「名誉ある地位を占めたいと思う」ことになるはずです。

今日は ILO の歴史から何を学ぶか、ILO は今世界の労働者と世界の平和のためにどのような活動をしているかを中心に話をさせていただきました。

大阪損保革新懇のみなさんのいっそうの奮闘を期待し、私の話しを終わります。
ご静聴ありがとうございました。 (大きな拍手)

(文責 大阪損保革新懇事務局)